

年末年始の診療体制について

平成30年度の年末年始診療体制は以下の通りです。

12月29日(土)	通常診療
12月30日(日)	特別診療体制
12月31日(月)	休日
1月1日(火)	休日
1月2日(水)	特別診療体制
1月3日(木)	休日
1月4日(金)	通常診療

- * 年内は12月29日(土)まで通常の診療を行います
- * 年始は1月4日(金)より通常の診療を開始いたします
- * 特別診療体制…内科・外科で診察いたします
- * 当院は救急指定医療機関ですので救急の受入は通常通り行っております

